



家畜衛生だより

もうすぐ夏…暑熱に備えましょう！

5月に入り、既に夏日がありました。気象庁によると、関東甲信越地方の夏（6～8月）の気温は、平年並～高い確率80%、降水量は平年並～多い確率70%となっています。

肉牛は気温25℃を超えると暑熱ストレスで生産性が低下します。本格的な暑さが来る前に対策しましょう。以下に対策の要点を挙げますので参考にしてください。



畜舎環境の対策

遮光

牛舎南・西側の日光を遮断
よしず、緑のカーテン、
寒冷紗（銀色が効果大）など

遮熱

屋根からの熱を遮断
石灰乳塗布、断熱材設置
散水（排水確保が必要）

換気

新鮮な外気を導入、舎内の空気を滞留させない

舎内の障害物を除去、一方向に送風（送風機の配置、窓の開け方に留意）
細霧装置の利用（気化熱で舎内温度を下げる。間欠的噴霧で湿度対策）

直接送風

牛体の体感温度を下げる
気温30℃超では風速2m/秒
以上で効果あり

直接散水

牛体を直接冷却
心臓付近を急冷しないこと
飼養環境の衛生面に注意



飼養管理の対策

飲水

- ・肉牛の飲水量は1日50ℓ以上！
- ・給水管、給水器の清掃
- ・太い給水管へ交換、水槽増設

※牛は飲水を諦めやすい性質です。
摂食後の飲水集中に対応できる
水量を確保しましょう。

飼料

- ・涼しい時間に給与
- ・給与回数を増やす
- ・消化性高い良質な粗飼料を選択
- ・ミネラル増給
- ・ビタミンAの調節（肥育牛）

飼養密度

- ・肥育舎は6㎡/頭以上が目安。

毛刈り、削蹄

- ・汗腺が多い首から肩を中心に刈る
- ・夏前に削蹄し、ストレスを軽減

→裏面も御覧ください

令和2年度の自給飼料分析の受付が始まります

牛の健康を維持し、良質な生乳や肉を生産するために、自給飼料の品質や成分を知ることは大変重要です。県農業技術研究センターでは、今年度も自給飼料の分析を受け付けます。

分析を希望される方は下記の各農林振興センターへ事前に連絡し、お申し込みください。分析費用は無料です。

◆対象飼料

乳用牛または肉用牛を飼養する農家で自家生産された粗飼料（購入飼料は対象外です。）

◆分析項目/分析機関

(1) 成分分析/農業技術研究センター

乾物率、CP、EE（粗脂肪）、CA（粗灰分）、TDN、ADF、NDF

(2) 硝酸態窒素/中央家畜保健衛生所

◆分析結果の通知

収集日から概ね3週間後になります。

◆分析機関の受付日程 ※サンプル受取日は、各農林振興センターが別途調整します。

実施月	6月	7月	9月	11月	1月	2月
月	15日	13日	14日	16日		15日
火	16日	14日	15日	17日	12日	16日
水	17日	15日	16日	18日	13日	17日
木					14日	

◆申込み先

お住まいの市町	申込み先
さいたま市、鴻巣市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市	さいたま農林振興センター 農業支援部 048-822-1007
蓮田市、白岡市、幸手市、杉戸町、松伏町	春日部農林振興センター 農業支援部 048-737-6311

家畜保健衛生所では畜舎内の風速や器具等の清浄度の測定ができます！



©埼玉県 2014

★畜舎内の風速を測定してみませんか？

ファン等の送風により暑熱対策を行っている農場も多いと思います。風の当たり具合の確認や再検討にぜひ活用してください。

★器具等の清浄度を測定してみませんか？

器具や手指をきれいに洗ったつもりでも、汚れが残っていると、菌が繁殖してしまう可能性があります。当所には汚れを数値化して確認できる機器もあります。日々の洗浄方法の確認や再検討にぜひ活用してください。

動物用医薬品は適正に使用しましょう

動物用医薬品は適正に使用しないと、家畜に悪影響を与えるだけでなく、出荷した畜産物に残留した場合、消費者に健康被害が発生する恐れがあり、回収や廃棄の対象となります。

動物用医薬品を使用する際は以下の点を守り、安全・安心な畜産物を生産しましょう。

☑ 獣医師の指示に従って使用しましょう



自己判断で獣医師の指示と異なる使い方や、手持ちの医薬品を投与する等の不適切な使用はしないでください。

【獣医師の皆様へ】

引き続き、診療に基づいた適切な医薬品の使用及び指示書の発行と共に、出荷可能日を畜産農家に対して明確に示すよう、よろしくお願いいたします。

また、診療簿は遅滞なく作成し、指示書と共に保存してください。

（牛：8年間 豚、鶏：3年間）

☑ 出荷停止を示す目印を付けましょう



誤って出荷することがないように、スプレー、テープ、標識等で家畜、畜房、畜舎等に誰からもわかりやすい目印を付けましょう。

☑ 使用記録簿を付け、関係書類と共に保管しましょう



以下①から④の項目について記録し、医薬品購入伝票、獣医師が発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書とともに保管してください。

これは医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

① 使用年月日 ② 使用場所 ③ 対象動物 ④ 薬品名 ⑤ 用法・用量 ⑥ 出荷可能日

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）



- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉にドキシサイクリンが残留（87頭分の枝肉等を回収）。
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉にスルファモノメトキシンが残留（124kg回収）。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵にトリメトプリムが残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL:048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）